

< 個別案件確認表（組織委員会） >

組織委員会担当確認年月日 2019年7月2日

東京都作業部会確認年月日 2019年7月10日

(使用許可の変更に伴う再確認日 2020年7月8日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（江の島ヨットハーバー）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。当該事業は都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、大枠合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。</p> <p>V3 予算額の範囲内。パラ経費は該当なし。</p> <p>(令和 2 年 6 月 26 日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <p>・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>都外自治体所有施設使用の借り上げについては、競技会場の確保において公平・公正な対応を行うことができるよう、国・民間施設の借り上げを行っている組織委員会が担うこととしている。</p> <p>(令和 2 年 6 月 26 日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <p>・使用許可の変更については、令和 2 年 7 月 15 日に仮設施設の一部撤去が完了するため、令和 2 年 7 月 16 日以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>大会運営上、セーリング競技会場である江の島ヨットハーバーの確保は必須である。また、大会使用の用に供するため、施設内に保管されている既存艇を、一時的に外部へ移動する必要がある。</p> <p>(令和 2 年 6 月 26 日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <p>・施設所有者である神奈川県から湘南港の管理運営上支障するとして指示のあった仮設物の撤去工事を実施する必要がある、令和 2 年 7 月 15 日に撤去完了予定である。</p> <p>・令和 2 年 7 月 16 日以降に現行使用許可を継続すると、一部仮設物を撤去した場所や、大会準備日程上、翌年 3 月から借上げ予定の場所に係る不要な使用料が発生するため、会場使用料縮減の観点から、現時点で手続きを進める必要がある。</p>	必要性

	<p>効率性</p>	<p>本事業は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設の使用期間及び既存艇の移動期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可の変更については、仮設施設の一部撤去が完了するのが令和2年7月15日であるため、令和2年7月16日以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。 ・なお、延期後の大会に向けて全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、一部撤去を要する前述の仮設物以外の仮設物を残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価となることを検証済みである。 	
	<p>納得性</p>	<p>本事業の会場使用料については、各種法令・条例等に基づき使用料・占用料等を算定する。また、既存艇移動費については、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定する。算定内容は、業務委託先である補償コンサルタントのチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」で報告・評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可の変更について、仮設施設の一部撤去完了翌日の令和2年7月16日からとすることにより、経費の削減に努めている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<p>大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。